



# 広報おおがわら

令和7年度

## 有料広告募集要項

「広報おおがわら」 A4版カラー 16ページ

### 1. 募集内容

**募集対象** 原則町内に住所を置く事業所および団体

**掲載料金** 月額 10,000 円（サイズ：45mm×88mm の場合）掲載決定時全額一括前納

**募集号** 令和7年度発行（5月号から令和8年4月号まで）の12号分

※原則として1年を通して（毎月連続）の掲載をお願いします。

**掲載枠数** 1号当たり10枠まで ※1広告主について、原則1号当たり1枠

**掲載位置** 広報紙面内で町が指定

**掲載原稿** 版下としてそのまま印刷できる状態の電子データに限ります。データは申込者の負担・責任において作成します。また、内容について修正を求める場合があります。

#### (1) Adobe Photoshop を使用する場合

データは、使用サイズの100%で解像度350dpi以上にすること。レイヤーがある場合は画像を統合してEPS形式で保存すること。

#### (2) Adobe Illustrator を使用する場合

データは、アウトラインをかけてEPS形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。写真を掲載する場合は、(1)と同様なEPS形式で保存すること。

**申込期限** 令和7年2月28日(金)

**掲載決定** 期限到来後、大河原町広告掲載実施要綱等により広告内容の審査を行い、掲載の可否を通知します。申し込みが多数の場合等は抽選となる場合があります。この場合、より長期間掲載を希望される企業のかたを優先させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 掲載できないもの

- ・法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- ・政治性、宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義主張であるもの
- ・人権侵害となる、又はそのおそれがあるもの

- ・個人を宣伝するもの
  - ・町が推奨しているとの誤解を招くおそれがあるもの
  - ・美観風致を害するおそれのあるもの
  - ・その他、広告掲載をする広告として適当でないと町長が認めるもの など
- ※「大河原町広告掲載実施要綱」第3条及び「大河原町広告掲載実施詳細基準」第5条による。  
※また、業種事業所に係わる基準においては、「大河原町広告掲載実施詳細基準」第4条による。

## 2. 申込方法

①広報おおがわら広告掲載申込書(町ホームページからダウンロード可能)に②原稿案(※)、及び③会社概要等の資料(業種が分かるもの)を添付して総務課へ申し込んでください。

※②原稿案(電子データ)の提出方法はCD・DVDまたはメールによりご提出ください。

## 3. 問合せ先

大河原町総務課秘書広報係

TEL : 0 2 2 4 - 5 3 - 2 1 1 1    FAX : 0 2 2 4 - 5 3 - 3 8 1 8

Eメール : [koho@town.ogawara.miyagi.jp](mailto:koho@town.ogawara.miyagi.jp)

## 4. 広告掲載までのおおまかな流れ

①「広報おおがわら広告掲載申込書」、「広告案」、「会社概要資料等」等の提出【申込者→総務課】

申込期限：令和7年2月28日(金)

↓

②大河原町広告掲載実施要綱等による審査【総務課】

↓

③掲載可否決定【総務課】

↓

④「広報おおがわら広告掲載承認(不承認)決定通知書」の送付【総務課→申込者】

※広告掲載料納付書も併せて送付。

↓

⑤広告掲載料の納入【申込者→金融機関】

「広報おおがわら広告掲載承諾書」及び広告原稿データの提出【申込者→総務課】

納入及び原稿提出期限：令和7年4月15日(火)

↓

⑥納入確認及び広告原稿の審査終了後、広告の掲載【総務課】

詳細につきましては、町ホームページより「大河原町広告実施要綱」「大河原町広告掲載実施詳細基準」及び「広報おおがわら広告掲載取扱要領」をご確認いただくか、総務課秘書広報係(Tel.0224-53-2111)へお問い合わせください。